

第6回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会  
議事要旨

日時	令和7年10月31日（金） 10時30分～11時15分	
場所	中津川市役所 会議棟 2階 大会議室	
出席者	委員	八鍬委員、柴原委員、浅井委員、保母委員、安藤委員、成瀬委員、加藤委員、別府委員、今井委員、柘植委員 (欠席 肥後委員、長谷川委員、織穂委員)
	オブザーバー	岡崎氏、柘植氏、伊藤氏
	事務局	中津川市 高木部長、吉村課長、中神主幹、長瀬所長 恵那市 梅村部長、山田課長、鈴木課長補佐、佐藤課長補佐、後藤所長 中津川・恵那広域行政推進協議会 伊藤事務局長、林課長補佐、西尾係長、阿部係長 株式会社エックス都市研究所 松島主任研究員、長友副主任研究員
次第	1. 開会 2. あいさつ 3. 議事（1）建設候補地評価基準の見直しについて 4. 今後の予定について 5. その他 6. 閉会	

## **事前確認**

(事務局)

本日の資料の確認をお願いいたします。

検討委員会次第、検討委員会名簿、資料1建設候補地の選定について、資料2建設候補地評価基準（案）令和7年10月見直し、この4部でございますが皆様おそろいでどうか。

本日の会議は、記録を残すために、マイクを用意しておりますので、ご発言をいただく際にはマイクをご利用いただきます様お願いいたします。

傍聴される方にお願いです。委員会のスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。また、携帯電話等は音の出ないようご配慮をお願いいたします。

## **1. 開会**

(事務局)

これより第6回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を開催いたします。

(事務局)

本委員会の開催にあたり、肥後副委員長、長谷川委員、綾瀬委員から欠席のご連絡をいたしておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会設置要綱」第8条第2項、「委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」の要件により、委員の2分の1以上の出席がありますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、この会議は「中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規定」第3条に基づき、原則公開とさせていただきますのでご了承ください。

今回から、委員の中津川市長会連合会 浅井新一郎様、同じく恵那市副市長 枝植克久様、オブザーバーの中津川市議会産業建設委員長 岡崎隆彦様、同じく、恵那県事務所 環境課長 伊藤明様、以上の方が今回から出席されておりますのでよろしくお願いします。

## **2. あいさつ**

(委員長)

公募に対して応募がなかったと聞いたときは、どうなってしまうのかと思いました。本日は、公募結果の報告、今後の進め方について審議いただくということでございますので、忌憚のない意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

議事に入ります、議事の進行については、八鍬委員長にお願いいたします。

## **3. 議事（1）**

(委員長)

それでは次第の議事1、建設候補地評価基準の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

議事 (1) 建設候補地評価基準の見直しについて説明いたします。

建設候補地の公募を行いましたが、応募がなかったため候補地の選定方法を公募から情報提供に変更し、それに伴う建設候補地評価基準を修正する必要が生じました。これにつきましては、検討委員の皆様にご承認をいただく必要がありますので、本委員会を開催させていただきました。よろしくお願ひいたします。

それでは、簡潔に要点をまとめた資料1 建設候補地の選定、資料2 建設候補地評価基準案について、説明いたします。

それでは資料1により説明いたします。

2ページをご覧ください。まず初めに振り返りとしまして、建設候補地の公募結果についてご説明します。建設候補地の公募は、4月10日から7月31日までの約4ヶ月間実施しました。公募期間中には、人口重心地から10キロの範囲内の地域の代表者を対象に、地域説明会を開催したり、近代のごみ処理施設の見学会を開催したりしましたが、応募はありませんでした。

3ページをご覧ください。建設候補地の公募結果を受けて、協議会と両市は再度、建設候補地の選定方法を検討し、公募の条件を緩和して、広く情報提供を求めていく方針としました。受付期間は10月1日から11月28日までの2ヶ月間です。

想定施設は、公募時と同じく可燃ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場が対象です。土地の条件は、公募と同じく人口重心地から概ね10キロ圏内、概ね2ヘクタール以上の土地であること、この2項目としております。

情報提供者の条件は、公募では地域内の自治組織の長のみが応募者の条件となっておりましたが、多くの情報を寄せていただけるように、個人・法人を問わず土地の所有者、中津川市または恵那市在住の方を新たに追加します。

地域内の自治組織の長は、引き続き情報提供者の対象とします。また、広く情報提供をいたるために、自治組織内の合意及び土地所有者への説明・確認、暴力団に関する誓約は不要といたしました。

情報提供の方法は、両市または協議会へ電話またはメールでお知らせいただくことにしております。

地域振興策につきましては、公募期間中に開催した地域説明の際に、具体的な地域振興策を示して欲しいといったご意見をいただきましたので、今回は、10ページに他都市の事例を示すことにしました。

4ページをお願いします。

ここからは、建設候補地選定の流れと、本日の検討委員会でお諮りする、建設候補地評価基準の変更について説明いたします。

はじめに4ページの建設候補地選定の流れについてご説明します。左の図が令和7年3月に策定しました公募による建設候補地選定の手順です。しかし、応募がなかったため、選定方法を再検討し、赤の矢印で示す右の図、建設候補地の情報提供に改めます。

右の図、情報提供による建設候補地選定の手順を説明いたします。情報が寄せられた場合は1次評価に進み、情報提供の条件である人口重心地からの距離・面積条件の適合確認を行

い、適合する場合は2次評価へ進み、適合しない場合は候補地から除外します。

2次評価は公募時から変更ではなく、法令等の規制の有無などのネガティブチェック、土地利用の可否を評価します。

1次評価・2次評価は事務局で対応します。その評価内容を委員の皆様へ説明したうえで、緑色で示す3次評価、広域処理を考慮した重み付け評価を本委員会で行っていただき、建設候補地を複数決定していただきます。

なお、3次評価については、評価選定に関する情報保護の観点から、非公開にて会議を開催させていただきたいと考えています。

5ページをご覧ください。建設候補地の評価基準の変更についてご説明いたします。

情報提供があった土地の評価は、建設候補地評価基準に基づいて行いますが、この評価基準は、公募を前提に策定しているため、情報提供へ変更するにあたり見直しを行います。

共通して、公募の表現を情報提供に変更します。

1次評価は、情報提供では、誓約書等の提出や地権者への説明は不要としているため、自治組織の合意、地権者への説明、暴力団に関する誓約要件を削除します。

2次評価は、法令等の適合について土地利用の可否を評価するものであり、変更はございません。

3次評価について、情報提供では、地権者や地域の合意形成を求めていないため、評価項目の合意形成と協力度を削除します。評価項目の削除に伴い、様々な情報を特記事項として整理し、総合的に評価します。

なお、3次評価が完了するまでは、地域・地元との意見交換や調整は行わず、建設候補地決定後に地元調整を行っていきたいと考えております。

6ページをご覧ください。1次評価の項目内容の見直しについて説明します。

上段が令和7年3月に策定しました見直し前の評価内容で、下段が今回見直した後の評価内容となります。上段の項目、応募資格と応募要件の内、朱書きの部分を削除し、見直し後は、土地条件のみを評価項目として、概ね2ヘクタール、2万平方メートル以上の用地を確保できること、両市の人口重心地から概ね10キロメートルの範囲内の土地であることの2つを評価する内容といたします。

7ページをご覧ください。3次評価の項目内容の見直しについて説明します。

左側が今年3月に策定しました見直し前の評価基準、右側が今回見直し後の内容となり、見直しを行った箇所を朱書きで示しております。

まず、左側の評価項目の6番、合意形成を削除したことにより、配点の合計は100点満点から70点満点となります。

そして、点数評価を行わない総合的な評価項目、「協力度」に変えて、情報提供者から寄せられた様々な情報を「特記事項」として評価します。

3次評価につきましては、検討委員会で行っていただきます。No.1からNo.5の評価項目と、特記事項の内容を踏まえて評価していただき、有用な土地を複数、建設候補地として決定していただきます。

あらかじめ点数評価を行うことで、点数による順位は付きますが、特記事項の内容を考慮することにより、総合的な評価において順位が変わることも可能です。

特記事項とは、情報提供者から寄せられた様々な情報で、主に地権者や地域の状況等を想定しています。

検討委員会にお諮りする内容はここまでとなりますので、よろしくお願ひいたします。

8ページをご覧ください。今後の建設地選定スケジュールについて説明します。現在実施しております、情報提供は11月28日まで受け付けます。

土地調査、1次評価、2次評価は、情報提供を受け付け次第着手し、12月を目途に2次評価までを完了したいと考えております。

2次評価までは事務局で実施します。3次評価につきましては、評価基準に基づいて算出した点数評価と特記事項を、2月を目途に事務局で整理いたします。そのうえで、3月開催予定の検討委員会において、委員の皆様に評価を行っていただき、建設候補地を複数決定していただくことを予定しております。

今後、検討委員会は、来年3月までに計1回の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

3月に開催する委員会は、1次評価、2次評価の結果報告と、3次評価の実施を予定しております。

建設候補地の決定は、令和8年3月を予定しております。候補地決定後は、皆様のご意見を参考に両市で協議を行い、令和8年6月には最終的な建設地の決定を目指します。

今年度中に建設候補地を決定するため、非常に限られた時間の中で委員の皆様にはご検討いただくことになりますが、何卒ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

9ページと10ページをご覧ください。情報提供受付の案内についてお知らせします。

中津川市と恵那市の両市広報誌10月号において広域ごみ処理施設の建設候補地に関する情報提供をお願いし、折り込みチラシを全戸に配布しております。

内容につきましては、資料1の3ページで説明した内容をチラシに掲載しておりますので、皆様には一度ご確認いただければと存じます。

以上、議事(1)建設候補地評価基準の見直しにつきまして、資料1と資料2の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

この件に関しまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(委員長)

私から一言。点数評価をしていくという事です。例えば資料2の4ページをご覧いただくと、評価指標に対して各点数を付けていくことになります。これについては事務局で評価していただくことになりますが、3次評価を行う際には、この点数に加え、特記事項として整理した内容を合わせて総合的に評価していくことになると思います。

危惧しているのは、事務局で点数を付けた場合、点数によって委員の意見が引っ張られる可能性が高まることです。評価は、点数と特記事項の両方を見比べながら行うことになりますので、まずは点数が必要かということと、点数は参考程度に留め、特記事項を見ながら議論していく方法があると思います。委員の皆様のお考えがあれば、ご発言いただければと思います。

私としては、点数がなくても、特記事項の状況も含めて説明を受けたうえで議論してもよいかと思います。ただ、目安としては点数があったほうがよいという意見もあるかと思いま

すので、そのあたりも含めてご意見いただければと思います。

(委員)

点数を付けることによって順番が付いてしまい、特記事項で再度順位付けを行うことが難しくなる点を懸念しています。部分的に点数を付けるのであれば、むしろすべて点数を付けず、同じ目線で評価した方がよいのかなと考えています。

(委員長)

ありがとうございます。点数がなくてもよいということでご意見いただきました。他に何かございませんでしょうか。

(事務局)

点数評価を行った場合に、例えはある土地が人口重心地からの距離では非常に高得点でも、防災面やインフラの面で非常に点数が低くなることが考えられます。このような場合、点数の信頼性について委員の皆さまが戸惑われる可能性があるかと考えております。

この点数評価について改めて説明させていただくと、今年3月に作成した点数表、資料2の4ページをご覧ください。一番右に補正という項目がございます。

これは、通常の点数評価に加えて重み付けを行い、配点の割合を調整することで、評価点を加算するものです。採点の計算方法については、このように説明させていただきました。

なお、委員長がおっしゃられた点数の評価について、委員の皆様が戸惑いを感じられるようであれば、見直しも必要になるとを考えますので、この点についてご協議をお願いしたいと思います。

(委員長)

事務局の説明がありました。先ほど、「点数評価はなくてもよいのではないか」という意見がありました。ただし、点数がなければ、特記事項だけでは状況を十分把握できないため、例え広域化の視点ではこういう形になりますということを、しっかり説明していただく必要があります。なお点数を付けるか付けないかについては、意見として出ている段階ですので、判断する際はそれなりの説明をいただく必要があると思います。

この件に関して、何かご意見があればお願いいたします。

(委員)

評価基準の点数にとらわれ過ぎてはいけないと思うが、わかりやすい判断材料として点数があつた方がよいと思う。ただし、数字にとらわれ過ぎないように気を付けないといけないと思います。

(委員長)

とらわれ過ぎないようにということであれば、点数は参考とするということでおいかと思いますが、他にご意見はございませんか。

(委員)

委員長が危惧されているのは、採点された時に「一点でも高ければ、こっちの方がよい」という判断になってしまわないかという点だと思います。一方で、何らかの情報がないと判断できないので、評価方法を見ますと、「あり・なし」だけでは不十分で、例えば5点を付けているものを「○×」で示すなど、判断材料となる情報を提供いただく必要があります。

ただ、5点や1点といった数値を付けると差が大きくなり、結果として判断が点数に引っ張られるといけないと思いますので、提供いただく情報としては「ある・なし」、それから数字で表せるものは数字、その他の情報は判断材料として必要だとは思いますが、点数に引っ張られないようにするという意見には、私も賛成です。

(委員長)

このまま点数を付けるのかどうかについてですが、「○×」などの表現も考えられると思います。やはり何らかの形で評価を示して、参考にすることは必要だと思います。

表現の方法として、点数でこのまま進めるのか、先ほどご提案があったように、数字や「○×」で示すのかという選択肢があります。ただ、「○×」のみでは順位が付かず、優先順位が分かりづらくなるため、やはり点数は参考で付けておいて、何故こうなったかという理由を十分に説明していただく形で進めたらどうでしょうか。

点数を付ける場合でも、点数はあくまで参考とし、どうしてそうなったのかという理由を項目ごとにしっかり説明していただくこと、さらに特記事項でその他の条件を丁寧に説明していただくことで3次評価を実施したいと思います。

3次評価では、1つに絞るのではなく、複数候補を選定する形だったと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご検討いただきました評価内容についてですが、例えば「1キロメートルしか差がないのに1点付く」、「5キロメートルも差があるのに1点しか付かない」といった、点数の格差が生じる可能性があります。そのため、点数化は行いますが、評価に至った経緯や詳細な情報をそれぞれ記載し、その情報を踏まえてご検討いただきたいと思います。

候補地の数につきましても、先ほど申し上げたとおり、最終的には行政が責任をもって検討して参りますので、まずは、複数の候補地を選定していただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

評価方法についての提案ですが、現在、経済指標が全く入っていません。今から新たに経済指標を加えるのは難しいので、例えば、「この土地はどのような土地なのか」、「山間部で造成に多額の費用がかかる」、「水道・電気の引き込みに費用がかかる」といった情報を、経済的な観点として特記事項に記載していただけると、評価の参考になると思います。点数とは別に、特記事項でこうした情報を補足していただくのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

情報提供を受けて、1次評価は問題なく通過したとしても、2次評価で色々な障害があり、すべて土地利用が不可となる場合も考えられます。

3次評価に進めるという事は、これまでの評価を踏まえて実現可能ということだと思いますが、2次評価の段階である程度「ここはできる」という判断になると思います。しかし、1次評価を通過した土地が2次評価ですべて不適合となった場合、その時点はどうするかを考えなければいけないと思います。3次評価まで進めば、そこは適合したということになると思いますが、2次評価で全て不適合となった場合の対応策を考えておくべきです。

情報提供を求めたものの、結果的に駄目だったというケースも想定されますので、その場合の対応策を検討しておく必要があると考えています。

(委員長)

はい、ありがとうございます。こちらは先ほどの資料1、4ページに記載されている選定方法の再検討に関する部分ですが、事務局が具体的に何か考えていることはありますか。

(事務局)

現時点ではまだ検討しておりませんが、今後ご提供いただいた土地情報を基に、1次評価、2次評価を進める中で併せて協議をさせていただきたいと考えています。もし駄目だった場合は、改めて早急に検討委員会を開催し、再度ご提案させていただく予定です。

(委員長)

事務局から説明がありましたら、よろしいですか。

(委員長)

他に何かございますか。オブザーバーの方は何かございませんでしょうか。

(オブザーバー)

3次評価において、特記事項の評価を加えるという話ですが、前回、応募がなかったという要因に、難しい条件が含まれていたと記憶しています。そのため、仮に3次評価まで進んだ場合でも、また同じ状況になる事も考えられます。具体的には、候補地に決まったものの、地元が受け入れないケースも想定されると思います。例えば「2次評価まで候補地を挙げたが、地元の了解は得られていない」という状況が起きた場合、どのように対応されるのか、具体的な調整方針を詰めていただいているのかを心配しています。

(委員長)

ありがとうございます。事務局の考えはありますか。

(事務局)

3次評価で複数の候補地をご検討いただくまでは、地元の調整や協議は行わない予定です。ただし、特記事項を示す際には、それが地権者からの情報なのか、あるいは地域として応援をいただいているのかを明記したうえで、皆様に選定いただきたいと考えています。

選定いただいた候補地については、行政が責任をもって地域の方々にご説明させていただく方針です。

(委員長)

特記事項には、地域の状況が記載されますが、直接的な交渉は行わないという事です。最終的に、その地域が反対しており、直接交渉しても合意が得られなかつた場合には、その候補地は諦めざるを得ないということですね。

そのため、特記事項も踏まえて選定を進める必要があるかもしれません。今のお話でよろしかったでしょうか。

(質問・意見なし)

(委員長)

よろしければ、議事1につきましては、ただ今の内容で決定とさせていただきます。

#### 4. 今後の予定

(委員長)

それでは次に、今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今後の検討委員会の開催についてご連絡させていただきます。

次回、第7回の検討委員会は、令和8年の3月に開催予定です。

1次評価、2次評価の結果報告に加え、委員の皆様による3次評価の実施、そして建設候補地の複数選定をお願いする内容となります。

会議の公開につきましては、評価・選定に関する情報保護の観点から、非公開での開催を予定しておりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

開催日および会場につきましては、決定次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

ありがとうございました。事務局から説明がございましたが、この件につきまして皆さん、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

#### 5. その他

(委員長)

その他につきまして、事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局からはありません。

(委員長)

委員の皆様から、その他でご発言等ありますでしょうか。

(委員)

現状、情報提供がどの程度されているのか、可能な範囲で教えていただけますか。

(委員長)

可能な範囲でということですが、何か話せることはありますか。

(事務局)

現在、情報提供を受け付けているところです。公平性・透明性の観点から、すべての土地情報が揃った後、3月の委員会にご提出させていただきたいと考えております。

(委員長)

現状での情報提供の有無については話せますか。

(事務局)

複数の情報提供をいたしている状況です。

(委員長)

一応、複数の情報提供が来ているということですね。他は何かございますか。

(質問、意見なし)

(委員長)

それでは、以上をもちまして議事はすべて終了となります。事務局に進行をお返しいたします。今日はどうもありがとうございました。

## 6. 閉会

(事務局)

それでは、閉会の挨拶を副委員長お願いいたします。

(副委員長)

本日は、建設候補地評価基準の見直しについて、ご議論いただきお疲れ様でした。前回の第5回では、「次回はたくさんの応募があるとよいですね。」とお話ししてお別れしたかと思います。今回は、情報提供があるという事ですので、3月の委員会で皆さんと共に3次評価を実施できることを期待しつつ、本日は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。